

●香川県教育委員会告示第2号

平成19年香川県教育委員会告示第7号（教育委員会の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

香川県教育委員会

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
左 欄	右 欄	左 欄	右 欄
政策部長	略	政策部長	略
香川県立ミュージアム館長	<p>1 略</p> <p>2 <u>香川県立ミュージアム規則（平成11年香川県教育委員会規則第16号。以下「ミュージアム規則」という。）第3条第4項に規定する開館時間の変更</u></p> <p>3・4 略</p> <p><u>5 ミュージアム規則第9条に規定する資料画像等の利用の許可に関すること。</u></p> <p><u>6 ミュージアム規則第13条に規定する利用許可若しくは変更許可若しくは資料画像等の利用の許可の取消し又は香川県立ミュージアムの利用若しくは資料画像等の利用の停止の命令に関すること。</u></p> <p><u>7～9 略</u></p>	<p>1 香川県立ミュージアム規則（平成11年香川県教育委員会規則第16号。以下「ミュージアム規則」という。）第12条第1項第3号に規定する観覧料の減額の必要がある者を決定すること。</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>ミュージアム規則第3条第4項に規定する開館時間の変更</u></p> <p>3・4 略</p> <p><u>5 ミュージアム規則第10条に規定する使用料の還付に関すること。</u></p> <p><u>6 ミュージアム規則第11条に規定する観覧料の免除に関すること。</u></p> <p><u>7 ミュージアム規則第13条に規定する利用の許可の取消し及び利用の停止の命令に関すること。</u></p> <p><u>8～10 略</u></p> <p><u>11 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）に規定する香川県立ミュージアム特別展示室及び香川県立ミュージアム香川県文化会館県民ギャラリーの観覧</u></p>	

料を定めること。